

監査公告第9号

定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定による教育委員会の定期監査を加賀市監査基準（令和2年加賀市監査委員告示第1号）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和3年12月23日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 高辻 伸行

教育委員会定期監査結果報告

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査期間

令和3年11月10日から令和3年12月9日まで

第3 監査の対象

教育委員会

第4 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2) 行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3) 高校魅力化推進アドバイザー業務の随意契約において、契約額が適正に設定されているか。また、業務内容や成果指標について適正に定められているか。
- (4) 旧黒崎小学校の施設利用における申請・許可の手続き、貸付要件などが適正か。
- (5) 成人年齢18歳引き下げに伴う加賀市成人式の開催について、方針の決定プロセスが適正であったか。また、最終決定について市民への十分な周知が行われているか。
- (6) 加賀市読書活動推進条例制定の目的に沿った事業が実施されているか。電子図書サービスの開始に向け、システム導入や図書購入など計画的に進められているか。
- (7) 小中学校児童・生徒に対するPCR検査の実施体制や実施方法、保護者への説明など準備が整っているか。
- (8) 加賀市水泳プールの現状と課題について把握し、安全対策等が図られているか。

第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（事情聴取の主な項目は別記のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第6 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、行政事務の執行状況、所管の物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第7 監査意見（地方自治法第199条第10項）

- ・高校魅力化推進アドバイザー業務について、次のとおり意見を付す。

新たな事業の開始にあたり、高い専門性や活動実績のある相手方と契約できたことは大いに期待するところである。また、コンサルティング業務の価格の妥当性は判断が難しいものと理解するが、今回、市が定めた仕様書では、業務の内容や総量、成果指標などが明確とは言えない。随意契約において、契約選定の公正性・契約金額の妥当性を確保するためには、発注時の仕様設定等が非常に重要である。

については、速やかに本業務の数量内訳など事業評価の判断材料を明確化し、実績報告時に精査を行うとともに、今後は適正な仕様書作成に努められたい。

第8 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

教育委員会 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 東和中学校老朽化対策事業について
2. 学校施設の維持管理について
3. 高校魅力化推進アドバイザー業務の随意契約について
4. 旧黒崎小学校の施設利用許可について
5. コンピュータクラブハウスについて
6. 成人年齢 18 歳引き下げに伴う加賀市成人式の開催について
7. 加賀市読書活動推進条例と関連事業について
8. 学力向上について
9. 小中学校児童・生徒の PCR 検査体制について
10. 橋立自然公園運動公園・かが健康グリーンパークの一体的管理について
11. スポーツ施設の大規模改修について
12. 加賀市水泳プールに関する改修計画について